

熊本県告示第351号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成15年4月2日

熊本県知事 潮谷 義子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
通所介護事業所 ささえあい 玉名市中尾454-2	特定非営利活動法人 地域たすけあいの会	平成15年3月22日

熊本県告示第352号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成15年4月2日

熊本県知事 潮谷 義子

【痴呆対応型共同生活介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
グループホームふれあい 熊本市近見八丁目1531-1	医療法人社団 起幸会	平成15年3月20日

熊本県告示第353号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成15年4月2日

熊本県知事 潮谷 義子

【痴呆対応型共同生活介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
グループホーム岱明の里 玉名郡岱明町大字高道1090番地1	有限会社 七丈原	平成15年3月17日

熊本県告示第354号

熊本県地場産業振興対策資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成15年4月2日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県地場産業振興対策資金融資制度要項の一部を改正する要項
熊本県地場産業振興対策資金融資制度要項（平成2年熊本県告示第245号の8）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「300パーセント」を「400パーセント」に改める。

附 則

- この要項は、告示の日から施行する。
- この要項の施行の日前に、この要項による改正前の熊本県地場産業振興対策資金融資制度要項の規定により貸付けがなされた資金については、なお従前の例による。

熊本県告示第355号

熊本県産業革新支援資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成15年4月2日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県産業革新支援資金融資制度要項の一部を改正する要項
熊本県産業革新支援資金融資制度要項（平成2年熊本県告示第245号の9）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「300パーセント」を「600パーセント」に改める。

第4条中「大和銀行」を「りそな銀行」に改める。

附 則

- この要項は、告示の日から施行する。
- この要項の施行の日前に、この要項による改正前の熊本県産業革新支援資金融資制度要項の規定により貸付けがなされた資金については、なお従前の例による。